

2017年 1月 13日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 069-0863

住所

江別市大麻新町14-9 ナルク江別内

電話番号 011-388-1251

特定非営利活動法人

評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 第14-002号

代表者氏名 代表 霜山 幸雄



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア札幌八軒			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2016年 7月 6日	~	2016年 12月 28日	
利用者調査実施時期	2016年 7月 15日	~	2016年 8月 10日	
訪問調査日	2016年 9月 23日			
評価合議日	2016年 12月 15日			
評価結果報告日	2017年 1月 13日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: アートチャイルドケア株式会社

代表者氏名: 代表取締役社長 村田 省三

所在地: 〒574-0024 大阪府大東市泉町2丁目14-11 Tel 03-5461-0123

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、子どもの尊厳性の保持と保育実践

保育園経営の理念・目標は、安全、安心、安定した保育、「生きる力」を伸ばす保育、地域社会と共存を大切にしたい保育、「生命」を大切にする子を育てる等の基本姿勢を明らかにし、保育の実施方法は保育所保育指針等に基づく保育課程を作成し、年齢に応じた発達過程や家庭環境などを受け止めた標準的な実践課程を精査して保育効果を高めるよう、組織を挙げて取り組むよう努めている。

2、保護者満足度向上への取組

保護者等の意向把握の取組として、法人本部による顧客満足度アンケート調査をはじめ、保育所独自のアンケート調査の定期的実施、クラス懇談会、個人懇談と複数の手法を用い取り組んでいる。

また、年2回定期的に開催する運営委員会では、地域住民と保護者が参加して園のアンケート調査について分析・検討している。

地域への身近さや保護者等に開かれた保育所として満足度に配慮した取り組みとなっている。

3、限られた保育室環境の工夫

当保育所は JR 八軒駅に隣接する高架下に立地している。そのため各保育室のスペースは狭いが、年齢に合わせたコーナー保育を行い、各コーナーでは遊びが展開できるよう教材を準備している。

4、地域との連携

当保育所の周囲は住宅地になっていて、散歩などで子どもたちは地域の方と挨拶を通して接する機会をもっている。

運営委員会や避難訓練に町内会役員の協力を得て連携して行っている。

5、虐待予防、早期発見等の対策

虐待に関する内部研修を実施し、虐待に関する理解を促す取組を行っている。

当園の子どもが虐待を受けているとの通報を近所から受けて、児童相談所と連携して対応に当たり、連携体制を整えて虐待の予防、早期発見に努めている。

◇改善を求められる点

1、中長期的ビジョンと計画の明確化

保育所を基本単位とする事業運営に当たっては収支計画、人材の確保・育成、設備の整備、運営計画（園庭や屋内遊技場に代わる安定的場の確保等）、地域連携などの方向性を明確にして、保護者等の理解と協力を得ることが望まれる。

2、小学校との連携

区幼保小連携推進協議会に参加して子ども一人ひとりの情報共有をしたり、職員が小学校へ一日入学を行ったり、子どもが小学校へ入学後も小学校の担任と連携を取っている。今後、子どもたちの育ちがスムーズに小学校へつながるように小学校との交流に期待する。

3、経験知の支援から組織的な形式知の充実した支援へ

園として地域の幼稚園、保育園、小学校等とのネットワークが構築され、その延長上に、卒園児の入学した小学校との相談連携が行われている。

また、退園等後においても、特別配慮が必要な子ども・保護者等に対する相談支援が、職員の経験知を基に行われている。最近の園の傾向として、特別配慮が必要な子ども・保護者等対応への増加傾向も把握されている。ゆえに、保育中のみならず保育の提供終了後にも、組織として継続的に保護者や家族等への相談支援等を行っている現状体制の発展を目指して、口頭のみならず書面による明示を行う等の支援方法も含めた体制・整備に取り組まれるよう期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価を受け、自園を見直すいい機会となりました。評価していただいた所につきましては園のいい部分として伸ばしていけるように、ご指摘をいただいた部分については今後の園の課題として園全体で取り組んでいけるように、職員で話し合いいい方向に改善していきたいと思っております。今後もお子様にとって何が一番いいことなのかを考え、園運営に取り組んで参りたいと思っております。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 8 月 12 日

経営主体 (法人名)	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア札幌八軒	事業 種別	保育所
所在地	〒 063-0866 札幌市西区八軒6条東3丁目8-6		
電 話	011-707-0126		
F A X	011-707-0127		
E-mail	acc.sapporohachiken@the0123child.com		
U R L	http://www.the0123child.com/		
施設長氏名	小松 裕子		
調査対応ご担当者	小松 裕子	(所属、職名：アートチャイルドケア札幌八軒 施設長)	
利用定員	60 名	開設年	平成 26 年 4 月 1 日
<p><保育理念></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・安定した保育を行います。 ・「生きる力」を伸ばす保育を行います。 ・地域社会との共存を大切にされた保育を行います。 <p><保育方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命」を大切に育てます。 ・心身ともにたくましい子を育てます。 ・やさしく思いやりのある子を育てます。 			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八軒駅に隣接しており、高架下を有効利用しているため利便性が良い ・高架下のため天気に左右されずに外遊びが出来る ・限られたスペースを有効利用し、環境を整えている ・乳児は担当制を取り入れ、幼児は異年齢保育とクラスの活動を日課に取り入れている 			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時～午後7時		

【当該事業に併設して行っている事業】

・一時保育事業・障害児保育・乳児保育・延長保育

【利用者の状況に関する事項】（平成 28 年 4 月 1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2 歳児	3 歳児	4 歳児
名	4 名	10 名	11 名	11 名	10 名
5 歳児	6 歳児	合 計			
11 名	名	57 名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成 28年 8月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	13名	1名	名	名	名
非常勤	10名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	10名	名	名
非常勤	名	名	7名	1名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	名	名	0名
非常勤	1名	名	名	名	1名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	0名 (名)
介護福祉士	0名 (名)
保育士	10名 (7名)
栄養士	2名 (1名)
看護師	名 (1名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	平成	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)			347.41 m ²
(2) 園庭面積			182.27 m ²
<small>(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。</small>			
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	26年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	平成	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 27 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・平成 27 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 2 人（保育士）

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・年2回の運営委員会の実施に際し、全保護者へのアンケートの実施。
 - ・年1回会社からの顧客満足度アンケートを全保護者へ実施し、本社にて取り纏め、各園で回答し、園にて結果等を掲示している。
 - ・園にご意見箱を設置し保護者からのご意見を聞く機会を設けている。
 - ・本社フリーダイヤルをお知らせし、保護者よりの意見・苦情の受付をしている。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	法人の企業理念を踏まえ、「安全、安心、安定した保育、生きる力を伸ばす保育、地域社会との共存を大切にしたい保育」を保育理念とし、理念に基づいた保育方針、「生命」を大切に育てるなどを内部文書、入園のしおり、事業計画書、パンフレットに明示し、さまざまな雇用形態に合わせた研修（新卒入社、中途入社、パートなど）で職員に周知し、家族には入園説明会で資料に基づき説明し周知している。又、園内に掲示し、ホームページに記載、保健センターにパンフレットを置いて周知に努めている。運営委員会（町内会長、民生委員・児童委員）を通じ地域住民への周知に努めている。子育て支援団体等の関係機関にも資料を配布・説明するなど周知することが望まれる。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席し把握に努めている。全国園長会議では、経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、保健センターとの情報交換、私保連の会議などから法人の北海道総括チームと協働で把握しているが、地域における利用者像の変化など課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席して課題を把握し、職員会議で周知している。北海道園長会議には法人の役員が数回出席して施設長から経営課題を聴取している。改善すべき課題について、施設長は職員面談等で意見を聞いて、年度末に園の検討課題について、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待したい。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人において、中・長期計画（3ヵ年経営方針、平成27年10月から3年間）を策定し、3つの基本戦略を明記している。目標（ビジョン）を達成するため、年度毎の具体的な内容や収支計画について策定が望まれる。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画（平成27年10月から3年間）では年度毎の具体的な内容や収支計画が策定されていない。単年度の事業計画には、基本戦略に基づく保育等に係る具体的な内容、行事計画、人材育成などを具体的に明記し、事業計画に基づく予算書が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 単年度の事業計画は、行事終了時及び年度末に職員会議で評価・検討して見直しを行って、法人の北海道総括チームへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容について会議等で職員へ周知しているが、十分理解されていないので、内部研修などにより、さらに理解を促す取組を期待する。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b 事業計画は、保育理念と方針、年間の保育目標、保育内容、研修計画、行事計画などを記載した資料を、園内に掲示して閲覧できるようにしている。行事計画は園便り、パンフレットに記載して周知している。家族がより理解しやすいよう、事業計画の主な内容を説明した資料を作成するなどして、クラス懇談会などで周知することが求められる。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b 福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。開設3年目を契機に第三者評価を受審し評価結果の課題を分析・記録し共有化する体制を整えた。今後の継続実施を期待したい。2016年度より、自己評価の手引きに基づき、毎月と年度末に自己評価チェックシート（月々用・年度末）を使用して自己評価を行い、施設長と面談し保育の質の向上に努めている。今後の取組に期待したい。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b 年度末には施設長は、自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。また、自己評価の結果及び今後の課題や改善策を公表し実践する体制を整えた。今後の取組に期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
		第三者評価結果
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b 管理者の役割と責任は、法人の就業規則、重要事項説明書、防犯責任者の指名などで自らの役割と責任を文書化し職員に周知している。施設長不在時における権限委任について委任の決定はしていない。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 遵守すべき法令等については、外部研修、関係団体の会議、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、児童虐待及び人権侵害、個人情報保護に関する法令などをテーマとした内部研修、職員会議の中で周知している。法人本部にコンプライアンス室を設け法令遵守に努めている。遵守すべき法令について、職員全員が更に理解するための取組を期待する。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b 施設長は関係機関、関係団体等の研修会等へ積極的に参加して課題の把握に努め、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行って園のよさや課題の把握に努めて職員会議で周知している。また、施設長は、職員面談等で意見を聞いて、年度末に園の検討課題について、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待したい。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b 法人の3ヶ年経営方針（運営体制の強化など）に基づき、法人の全国園長会議で経営状況・業績などについて説明があり、職員会議で周知し指導に当たっている。職員の積極的な改善提案を期待する。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	園の要員計画を策定し、法人の就業規則及び非常勤社員就業規則に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた育成を行っている。求人用パンフレットを作成し、ホームページなどで採用活動をしているが就職希望者が少なく苦慮している。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	アートチャイルドケアの誓い、就業規則に「期待する職員像」を明記し、人事基準、評価基準により年2回人事考課を実施している。平成28年10月から基準配点によるランク制度を実施する予定である。又、人事考課に合わせ個人面接を行って職員の意向・意見などを把握し改善策を検討・実施している。表彰規程を設け「精励にして他の規範と認められる者」などを表彰している。今後の取組に期待したい。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言や個別面談を行い、自己評価チェックシート（月々用・年度末）提出時及び人事考課で個別面談を行い相談しやすい体制となっている。定期健康診断の実施（40歳以上に婦人科検診を追加実施）、法人本部に悩み相談窓口を設置して健康の維持に取り組んでいる。育児休業、産前産後休暇、介護休業、子の介護休暇、社宅入居など総合的な福利厚生を実施している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明示して、毎年個人目標を立て、施設長が毎月面接して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、法人本部に「教育研修部」という独立部門を設け、社内研修（新卒入社・中途入社・パートなどさまざまな雇用形態に合わせた研修、施設長研修、経験年数別研修、男性保育職員限定の研修）、内部研修を実施し、外部研修に関する情報を提供して研修を実施している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて研修計画を立て、社内研修、内部研修、行政や関係機関・団体が行う研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。研修参加者の職員別研修履歴等の作成を期待する。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	実習生マニュアルに基本姿勢を明記し、保育士養成施設から受け入れを行っている。主任が連絡窓口となり、実習担当者を配置し、養成施設との連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。指導者に対する研修の実施を望む。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	法人のホームページに、企業理念や保育理念、保育事業へのとりくみ、保育士の人材育成などについて公開し、財務等に関する情報は官報で公開している。個々の園についても、ホームページに保育理念、保育室の様子、苦情対応公開ページなどを公開し、苦情内容と改善内容について毎月保護者へ報告している。保健センターに、保育理念、保育方針、年間行事予定などを記載したパンフレットを置いて地域へ公開している。事業計画、事業報告書を園内に掲示しているが、財務等に関する情報の掲示は行われていない。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に経理、取引等に関する権限・責任、ルールが明記され職員に周知している。経理規程に基づく内部監査、監査法人による外部監査を実施して、アドバイス等を経営改善に活かし、透明性の高い取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	保育理念、重要事項説明書に、地域社会との共存、家庭や地域との連携など基本的な考え方を明文化し、保育園行事（運動会）、グループホーム訪問などで地域と交流している。運営委員会で地域の情報を収集し、子育て支援推進ネットワーク（民生委員・児童委員、保育園、幼稚園、児童会館、まちづくりセンター）の会議に参加して連携した取組を行っている。さらに地域との交流に期待したい。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア等の受け入れに関する基本姿勢の明示、マニュアルの整備がされていない。ボランティアは受け入れていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	保健センター、医療機関、小学校、保育園、幼稚園、児童相談所等関係機関については必要に応じ連絡が取れるよう明示して管理している。小学校、医療機関、区幼保小連携推進協議会、区子育て支援推進ネットワークなど地域団体等と定期的に会議を開催し、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。関係機関のリストについて、職員への周知・情報の共有化を期待する。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	事業所の機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、法人のお客室相談室の設置、「子育て研究所」のホームページに0～6歳までの成長についての目安を分かり易く記載し相談支援事業を行っている。地域との関わりを更に深めるため、保育についての講演会等の開催、災害時の地域との連携・協力の取決めなどを期待したい。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	施設見学、運営委員会（町内会長、民生委員・児童委員、保護者代表等）の開催、区子育て支援ネットワーク会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、法人として子育て相談支援事業を実施している。地域住民に対する相談支援など地域貢献に期待する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	保育理念、保育方針の共通理解として「入園のしおり」「パンフレット」「重要事項説明書」等に利用者尊重を明示し園内に掲示している。特に「アートチャイルドケアの誓い」として「お子様ひとりひとりの個性と成長に合わせ、真心をこめて保育をおこないます。」と子ども一人ひとりを尊重した保育実践への配慮姿勢も明示している。

29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	子どもの権利擁護については「虐待防止マニュアル」を策定・整備し職員に周知している。プライバシー保護については「業務マニュアル」に年齢に応じたトイレ誘導手順等が記載されているが散散的である。より一層のプライバシー保護と個人情報保護の意識の整理・周知を深めるために、子ども・保護者へのプライバシー保護を「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」の視点から、各種業務マニュアルの確認・検討・整理を行う等の組織的な取り組み対応に期待したい。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	利用希望者への見学対応は、希望者に合わせた日時調整に努め、見学時には、ていねいな説明を行いパンフレット等も配布し、わかりやすさを意識した対応に取り組んでいる。また施設紹介方法としては、パンフレット配布のみならず法人主体のホームページでも行われ、写真・図や絵を多用し情報提供を行っている。園の紹介情報提供は、利用希望者が自分の希望にそった園を選択するための重要な資料である。ゆえに園の位置する地域での特徴・変化等の課題を、利用者の視点に立ちながら定期的に見直し、園の特性・長所等を活かした情報提供の取り組みについて検討されることを期待したい。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	保育・延長保育の開始にあたっては、施設長が保護者等へ対応し「重要事項説明書」、「保育のしおり」等を用いて園の保育理念や内容、利用料金、その他留意事項等をわかりやすく説明している。そして保護者等の同意記録を残している。保育に特別配慮が必要な子どもの保育の説明時に保護者等への配慮が行われている。ゆえにその説明・配慮（手順、内容等）のルール化を行い、より適切な説明、運用を図ることを期待したい。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	地域の幼稚園・保育園・小学校とのネットワーク連携が行われ、その延長上の継続性として、卒園児の入学した小学校との相談連携が行われている。退園等後にも、特別配慮が必要な子ども・保護者等に対する相談支援が、職員の経験知をもとに行われている。ゆえに保育の提供終了後も組織として継続的に保護者や家族等への相談支援等を行っている体制を、口頭のみならず書面による提示を行う等の体制・整備について検討されることを期待したい。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	利用者の意向を把握する目的の仕組みとして、定期的なクラス懇談会、個人懇談、アンケート調査等の複数の手法で取り組まれている。アンケート調査の取り組みについては、法人のアンケート調査時期を勘案し、調査時期が重複しないように配慮しながら行われている。また定期的に満足度を把握する仕組みのみならず、適宜保護者とコミュニケーションを持つ意識を持ち、送迎時に来園する保護者との会話機会を大事にしている。年2回の定期的に関行される運営委員会前のアンケート調査については、その結果を委員会に参加する保護者と共に分析・検討する体制となっている。
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情対応については、保護者のみならず地域からの苦情、例えば、子どもの送迎車への苦情等にも対応し、尚且つ運営委員会でもその対応状況が報告され、すべての保護者へ文章で周知する仕組みとなっている。苦情の申し出しやすい工夫として、意見箱をアンケート調査の回収箱として使用して苦情等を投かんししやすい工夫を行っている。

35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	保護者との「れんらくちょう」の活用、無記名のアンケート調査法、玄関横の事務室前の登降園管理の保護者ICカード操作機会を利用した職員の日常的な声かけ等複数の方法で、保護者が意見を述べやすいよう意識・配慮したコミュニケーション対応が行われている。限られた施設環境での保育室等の部屋割りに工夫され、相談室の確保の課題に苦慮されている。今一度、保護者の来園する時間帯等に、適宜相談しやすい、意見を述べやすいスペースの確保について組織的に検討されることを期待したい。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	利用者からの意見は、意見箱やアンケート調査等と意見を積極的に把握する取り組みを行っている。その意見は、職員会議、運営委員会等で検討され、保護者にフィードバックする体制にある。意見対応については、苦情対応マニュアルに準じて対応している。利用者からの相談や意見への組織的な対応として確立するために、利用者の苦情が中心になりがちな視点へ、意見・提案の把握を意識した視点を追加し、対応の視野が広がるように、意見等に対応する手順等の対応マニュアルについて組織的に検討されることを期待したい。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	「安全チェックリスト」を使用して、日々複数回の施設巡回による安全チェックに取り組んでいる。リスクマネジメントは施設長を責任者として「ヒヤリハットシート」、「軽傷報告書」、「事故報告書」による報告をもとに検討され、都度タイムリーな対応を行い、定期的な職員会議等での周知・説明及び保護者への伝達も行われている。保育理念に明示している「安心・安全・安定」した保育の提供へのより一層の具現化のために、施設長のリーダーシップのもと、ボトムアップ的な職員の気づきを活用したリスクマネジメント体制の充実に向けて、組織内にリスクマネージャーの選任・配置、リスクマネジメントに関する委員会の設置等を検討することを期待したい。また設置された委員会を中心に定期的なリスクマネジメントについての評価・見直しに取り組まれることを期待したい。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	感染症対策は、施設長の責任のもとに看護師と連携して「改訂版保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）を活用した職員への予防と発生時の対策の共通認識を図り、感染症対応マニュアル等の手順によって対応している。感染症が発生した場合は、保護者に掲示等によって状況の周知を図り感染症への注意喚起を促している。また年4回発行の「健康だより」や「乳児だより」を通じて季節に応じた保護者へ情報提供も行っている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	毎月避難訓練が行われている。災害で保護者と園との連絡が困難になった場合を想定し、避難後の保護者への連絡方法として法人のホームページを活用し、アクセスしやすいQRコードを利用した避難場所連絡や安否情報を掲載する仕組みを導入している。備蓄リストにより食料と水を備蓄し、現在は、避難用靴の予算化を計画中である。備蓄リストの充実化については、地域性を考慮し、冬季間の災害も視野に入れた検討を期待したい。それとともに災害発生時の初動対応や出勤基準を含めた行動基準等のマニュアルについても、立地条件や特別配慮の必要な子どもの実態を意識した検討に取り組まれることにも期待したい。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育は、保育理念や保育方針、アートチャイルドケアの誓い等に基づいた全国スタンダードの「アートチャイルドケア業務マニュアル」をもとに文書化されて提供されている。また子どもの年齢を考慮した担当制や縦割り・横割り等の時間帯のバランスに配慮した日課を取り入れて、施設長や主任等のスーパーバイザーのもとに子ども一人ひとりを大事にしていく意識を持った保育に努めている。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	全国スタンダードの業務マニュアルの見直しは、法人レベルでの全国共通的な見直しをする仕組みとなっている。施設長の思慮による現場に則したマニュアルの発展的な見直しとして、アレルギー食の対応チェック表と手順の工夫、個別保育の記録として日誌内に個人欄の追加の工夫等と、園内独自の発展的な検証・見直しが行われている。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	保育の記録は子ども一人ひとり個別ファイルで管理され、各種保育指導計画について施設長が決裁的に統括責任を持ち、決められた書式を用いて担任が計画を策定している。子どもの課題によっては看護師や栄養士等の関係職員と協議して個別年間指導計画や支援児童指導計画等が策定されている。そして子どものニーズの明示は各計画書の「具体的な配慮」や「今期の目標」の項目欄内に書き込めるようになっている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	3歳以上では年間指導計画の四期にあわせて個人記録様式をもとに発達状況を苦手なことだけでなく、できること、得意なこと、伸びているところ、興味・関心・意欲のあること、今後のかかわり等の記述への配慮等の評価・見直しの手順が見本に示されている。また日誌の中に個人欄があり、その日の様子が日々わかり保育指導計画が変更しても職員に日誌を通じて周知される手順となっている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	子ども一人ひとりの記録は個人ファイルとして管理されすべての職員がいつでも情報共有できる体制にある。そして、日ごろの暗黙のルールにより出勤時には職員室の掲示板と机に置かれた伝達資料等を必ず見ることに伴って情報共有することに努めている。また月に1回の職員会議や保育会議を通じて情報共有を高めている。各種記録様式には見本が提示されているが書き方の差異が生じる課題があり、経験の豊かな施設長等がスーパーバイザー的に対応されている。ゆえに見本の提示のみだけでなく、現在行われているスーパービジョンを進めながら、PDCA視点からの「記録要領」の作成及び効率のよい記録の在り方等について組織的に検討されることを期待したい。また事務室内の掲示及び回覧等による情報共有については見た人の確認の在り方等について検討されることを期待したい。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	利用者等に関する記録は、施設長を記録管理の責任者として限られたスペースの事務室内を工夫し、鍵付きの書棚に保管され、保存、廃棄等を個人情報保護規程等で定めて遵守・管理されている。守秘義務の遵守の意識は研修会等を通じて高められている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	保育課程を基に年間計画は期ごとに反省評価を行い年度末に再確認をして次年度につなげている。保育課程は保護者支援、地域、子どもの実態を把握しているが、その実態に基づいた長期的な見通しを持った取り組みで編成することを期待する。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	乳児は担当制を取っていて子ども一人ひとりの状況を把握し安心して過ごせるよう配慮している。長時間の子どもが多いため常に担任がいるシステムを組んでいる。保育室はコーナーで仕切るなど静かな空間が確保されるよう工夫している。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	少人数グループでの保育活動を心がけている。活動時間をずらしながら子ども一人ひとりに合わせた基本的な生活習慣が身につくように努めている。2歳児保育室の遊具棚には各遊具の絵や写真が貼ってあり子どもたちが自分でかたづけできるよう工夫している。今後、子どもたちが探索活動を十分にできるよう様々な遊びを取り入れて環境整備することを期待する。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	各クラスの保育室はコーナーに分かれていて、自分たちの遊びがじっくりできるように工夫されている。限られた保育空間で遊びから食事、午睡への生活の流れがわかり子どもたちが自分で行動できるよう配慮している。保育環境を整えて安定した日課が送れるように心がけている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	b	区幼保小連携推進協議会には主任が参加して子ども一人ひとりの情報共有等を行っている。子どもたちと小学生との交流は9月に授業見学を予定している。5歳児は気になる子どもが半数以上いることから保護者に教育相談を促している。今後、子どもたちの育ちがスムーズに小学校へつながるように小学生との交流を積極的に行うことを期待する。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	保育室は外の自然に近い照明の明るさに配慮している。特に0歳児保育室は天井にカーテンを吊るし明かりの刺激を直接受けないようにしている。木の枝などの自然物が装飾しており各保育室とも温かい雰囲気づくりを心がけている。職員は子どもが安心した環境の中で遊べるよう配慮している。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	一日の生活の見通しができるように日課を組んで基本的な生活習慣が身につくよう援助している。遊戯室はないが高架下の園庭と近隣公園の散歩を計画的に取り入れて様々な遊具や用具を使った運動あそびができるよう工夫している。
A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	コーナー保育の遊びの中で子どもの発想を大切にしながら遊びが展開できるように素材を準備している。4・5歳児の保育室はパーティションで仕切られていて異年齢でのかかわりが自然にできる環境となっている。子どもが自分で素材、用具など自由に取り出して遊べる環境の工夫に努めている。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>毎日、近隣の公園へ散歩に出かけて木の実や木の枝など自然物に触れたり装飾に使ったりして遊んでいる。地域の方とは散歩を通して接する機会を持ち子どもたちは自然にあいさつができるようになってきている。親子遠足は「親子でいっぱい歩こう」を目標に親子で自然に接する機会を作っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>遊びや活動の中でわらべ歌や手遊びに親しみ保育士と一緒に歌ったりリズムに合わせて体を動かしたりして楽しんでいる。絵本読み聞かせは日課に取り入れている。今後、保育環境の中で写真や絵、標識、記号など自然な形で文字が取り入れられるような工夫を期待する。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>b</p>	<p>保育計画、保育日誌で日々の保育を振り返り職員全員が自己評価チェックシートを活用して自己評価を行っている。担任は毎月、自己評価を実施している。職員から問題提起があったことで全職員で話し合う環境づくりをしている。今後、職員が互いの意識の向上に努めていくことを期待する。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>一人親家庭が多いため保護者とは日頃からのコミュニケーションを大切に話しやすい雰囲気づくりに努めている。配慮を要する子どもが多く児童相談所、区の担当者、関係機関に相談をして保護者と連携を取るよう努めている。幼児の保育日誌は個別の記入欄を設けて子ども一人ひとりを把握し援助するよう心がけている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>法人の教育研修部や巡回訪問相談で年2回の助言を受けている。児童発達支援に通っている子どもが3名いる。また支援を要する子どもが多く支援児童指導計画を立て職員と情報を共有して必要に応じた援助ができるよう努めている。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>a</p>	<p>子ども一人ひとりの状態を把握しながら一日の生活を見通して午後に園庭を利用するなど生活にメリハリを持った工夫をしている。職員間の引継ぎは登降園表や日課表で伝言内容を確認して保護者に伝えている。子ども一人ひとりがゆったりと過ごせるよう心がけている。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>健康管理に関するマニュアルを整備し保健計画を作成している。子ども一人ひとりの健康記録等は看護師の管理のもと、職員に周知されるよう努めている。子ども一人ひとりの健康状態は日々、保護者と連携しながら保育するよう心がけている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>園庭のプランターでは幼児組がじゃがいも、まめ、いちごなどを栽培し図鑑で成長を調べたり給食に取り入れて食べたりしている。食事をする部屋は午睡と同じ部屋になっているため保育士は食事から午睡までの流れを工夫して楽しく食事ができる雰囲気づくりに努めている。</p>

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>喫食状況報告書をまとめて味付け、量など工夫して提供しよう努めている。給食会議では栄養士、保育士が子どもの食事の状況などを確認し合い共有している。食事時には栄養士が子どもの食事の様子を見たり話を聞いたりして子どもとかわりを持つよう努めている。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>a</p>	<p>定期的に健康診断を行いその結果を看護師が記録して保護者に連絡している。診断結果によっては囁託医と連携しながら適切な援助が受けられるよう保護者に説明をしている。歯科健診後は看護師による歯磨き指導を行っている。食後はうがいをやっているが、今後、歯磨きを検討している。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>職員の除去食対応マニュアル研修を通して全職員で話し合い、見直しや周知に努めている。アレルギーの子どもの食事の提供は主治医の指示のもと、別の食器、トレイを使用してクラス担任が栄養士に声をかけて確認をしている。今後、お互いに声をかけて確認するとともにチェック表を活用して対応することを期待する。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>衛生管理マニュアルを基に毎日、衛生チェックを行いトイレ、手洗い等、常に清潔な環境が保たれるよう配慮している。洗剤、消毒等は子どもの手の届かない場所で管理し安全に努めている。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>a</p>	<p>当園の雪中まつりに保護者全員参加で保育参加と試食会を実施している。試食会の際は栄養士が保護者の様子を見ながら声をかけていき食事に対する関心を持つよう取り組みをしている。毎年、保育参加と試食会は職員で見直しをして検討している。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>乳児は日常の子どもの様子や保育活動等は連絡帳で、幼児は毎日の活動を掲示して保護者に知らせている。送迎時は保護者との対話を心がけるようにしている。職員と保護者との情報交換の内容は記録して職員全員で共通理解を持つよう努めている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>懇談会などを通して保護者には園の保育方針を話したり「どのように育てほしいか」など子どもへの働きかけをしたりしている。当園の取り組みとして「室内の照明に関すること（外の自然に近い照明の明るさにしている）」などを伝え理解を得よう努めている。子どもの誕生日当日に保育参加の機会を設けている。</p>
<p>A-2-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>今年度、施設長が虐待に関する研修を受けてそれに基づき園内研修を実施している。職員にはレポートを提出してもらい虐待に関する理解を促す取り組みをしている。当園の園児が虐待を受けているとの通報が近所からありすぐに児童相談所へ連絡して連携しながら対応に当たっている。保護者へは予防の啓発に努めている。</p>